

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示事項

当ステーションでは、質の高い訪問看護サービスを提供するため、医療用 ICT（MCS）を活用し、以下の対応を行っております。

◎訪問看護医療情報連携加算の算定

当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、医療用 ICT を用いて、ご利用者の診療情報等を関係機関と共有し、緊急時の迅速な対応等に活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより、訪問看護医療情報連携加算として定められた額（月 1 回 1,000 円）を所定額に加算いたします。

◎施設基準

在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。

診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

◎個人情報の取扱いについて

個人情報保護法および関連ガイドラインを遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、サービス提供および請求業務の目的のみに使用します。

情報の取得は、利用者様（または代理人）の同意に基づいて実施します。

令和 8 年 4 月

訪問看護ステーションぱりおん